

国土強靱化地域計画（素案）について、みなさんの意見を募集します
ーパブリック・コメント手続ー

1 国土強靱化地域計画（素案）とは？

国土強靱化地域計画は、大規模自然災害が発生しても「致命的な被害を負わない強さ」と「速やかに回復するしなやかさ」をもった「強靱な地域」をつくりあげるための取組をとりまとめ、推進していくためのものです。

計画期間は、令和2年度から令和11年度までの10年間としています。

※ 資料は、防災課、市民情報コーナー、市立中央図書館臨時図書室、市立駅前図書館、各シティ・ステーション及び堀溝サービス窓口、市ホームページで見ることができます。

2 意見の提出方法等

(1) 意見を提出できる人

- ア 寝屋川市内に住んでいる人
- イ 寝屋川市内の事務所や事業所に勤めている人
- ウ 寝屋川市内の学校に通学している人
- エ 寝屋川市内に事務所や事業所を持つ個人や法人その他の団体
- オ 寝屋川市税の納税義務を有する人
- カ この案件に利害関係を有する人

(2) 意見の募集期間

令和3年1月4日（火）～令和3年2月5日（金）

(3) 提出方法

下の提出先に、直接書面を持参するか、郵便、ファクシミリ、電子メールにて提出してください。意見には、必ず住所・氏名・連絡先・案件名を明記してください。様式を添えておりますが、任意の様式でも構いません。

※ 提出された意見は、原則として公表します。

なお、提出者個人の住所・氏名等の情報については、寝屋川市個人情報保護条例に基づいて、適切に扱います。

※ 政策に対する賛成・反対ではなく、具体的な修正意見をお願いします。

※ 電話など口頭による意見の受付は行いません。

(4) 提出先・問合せ先

寝屋川市危機管理部防災課（市役所本館3階）

〒572-8555 寝屋川市本町1番1号

TEL：072-825-2194（直通） FAX：072-825-0334

E-mail：bousai@city.neyagawa.osaka.jp

(5) 提出された意見の取扱い

市は、提出された意見を受け止め、案に盛り込めるかどうかよく考えた上で、提出された意見のあらままと、意見に対する考え方を公表します。

※ 個々の意見に対して、直接回答はしません。

